

# 廃棄物搬入申込書

【工場記入欄】

No. \_\_\_\_\_

＜この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出してください＞

■搬入時刻 時 分 ■カード番号 \_\_\_\_\_

家庭ごみ  事業系ごみ

搬入者	車両番号	記載例 北九州 123 あ 4567
	ふりがな	
	会社名 (個人の場合は個人名)	
	住所	
	電話番号	

署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います	
	ふりがな	
	氏名 (搬入者)	署名(直筆・フルネーム)

排出者	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください (同一の場合は記入不要)	
	排出現場 (番地まで記入)	北九州市 市外のごみは搬入できません
	ふりがな	
	氏名又は会社名	排出者が複数の場合は、比較的排出量の多い1社を記入
	電話番号	

## 【注意事項】

- 左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。  
また、不適正な搬入があった場合は、
- 市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。
- 「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、  
**工場への搬入を拒否する場合があります。**
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、  
**市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。**

## ＜焼却工場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被服電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファー
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶器くず、ガラス類
廃プラスチック類	事業者から出たもの(産廃):プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管 家庭から出たもの:プラスチック製容器包装
大型廃材	畳(各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん(各工場の受入寸法以上のもの)、布団(各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソファー、大型金庫、ロール紙(各工場の受入寸法以上のもの)
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず

## ＜粗大ごみ資源化センターで受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ、ホイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロー、銅板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコンクーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類(水道管、電線管等)、バッテリー、金属製家具類、金属くず(廃家電を除く)、農業用機械
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、ケリングタワー、FRP製タンク・ボード等、ホース、ロープ、発泡スチロール
大型廃材	長さ200cm・幅140cm・径20cmを越す木材、直径140cmを越す電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適なもの
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物(再利用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等)

(工場受付印)

この受付票を他の目的で使用することはありません。

# 記入例

## 廃棄物搬入申込書

【工場記入欄】

No. \_\_\_\_\_

＜この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出してください＞

■搬入時刻 時 分 ■カード番号 \_\_\_\_\_

家庭ごみ  事業系ごみ

搬入者	車両番号	北九州 123 あ 4567	記載例 北九州 123 あ 4567
	ふりがな	〇〇しょうてんかぶしきがいしゃ	
	会社名 (個人の場合は個人名)	〇〇商店(株)	
	住所	小倉北区△△町1-1	
	電話番号	×××-××××	

署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います	
	ふりがな	きたきゅう たろう
	氏名 (搬入者)	署名(直筆・フルネーム) 北九 太郎 (直筆)

排出者	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください (同一の場合は記入不要)	
	排出現場 (番地まで記入)	北九州市 小倉南区〇〇1丁目1-1 市外のごみは搬入できません
	ふりがな	△△さんぎょう □□してん
	氏名又は会社名	△△産業 □□支店 排出者が複数の場合は、比較的排出量の多い1社を記入
	電話番号	×××-××××

### 【注意事項】

- 左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。  
また、不適正な搬入があった場合は、
- 市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。
- 「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、  
工場への搬入を拒否する場合があります。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、  
市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。

### ＜焼却工場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被服電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶器くず、ガラス類
廃プラスチック類	事業者から出たもの(産廃):プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管 家庭から出たもの:プラスチック製容器包装
大型廃材	畳(各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん(各工場の受入寸法以上のもの)、布団(各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソファ、大型金庫、ロール紙(各工場の受入寸法以上のもの)
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず

### ＜粗大ごみ資源化センターで受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ、ホイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロー、鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類(水道管、電線管等)、バッテリー、金属製家具類、金属くず(廃家電を除く)、農業用機械
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンパゴム、ゴム板
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール
大型廃材	長さ200cm・幅140cm・径20cmを越す木材、直径140cmを越す電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適なもの
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物(再利用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等)

(工場受付印)

この受付票を他の目的で使用することはありません。

# 記入例

## 廃棄物搬入申込書

【工場記入欄】

No. \_\_\_\_\_

＜この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出してください＞

■搬入時刻 時 分 ■カード番号 \_\_\_\_\_

家庭ごみ  事業系ごみ

搬入者	車両番号	北九州 345 あ 6789	記載例 北九州 123 あ 4567
	ふりがな	こくら いちろう	
	会社名 (個人の場合は個人名)	小倉 一郎	
	住所	小倉北区△△町1-1	
	電話番号	×××-××××	

署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います	
	ふりがな	こくら いちろう
	氏名 (搬入者)	署名(直筆・フルネーム) 小倉 一郎 (直筆)

排出者	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください (同一の場合は記入不要)	
	排出現場 (番地まで記入)	北九州市 「自宅のごみを自分で搬入する場合」や
	ふりがな	「自社のごみを自社で搬入する場合」は
	氏名又は会社名	当欄の記入不要
	電話番号	

### 【注意事項】

- 左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。  
また、不適正な搬入があった場合は、
- 市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。
- 「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、  
工場への搬入を拒否する場合があります。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、  
市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。

### ＜焼却工場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被服電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶器くず、ガラス類
廃プラスチック類	事業者から出たもの(産廃):プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管 家庭から出たもの:プラスチック製容器包装
大型廃材	畳(各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん(各工場の受入寸法以上のもの)、布団(各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソファ、大型金庫、ロール紙(各工場の受入寸法以上のもの)
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず

### ＜粗大ごみ資源化センターで受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ、ホイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロー、鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外機、ドラム缶、空き缶、パイプ類(水道管、電線管等)、バッテリー、金属製家具類、金属くず(廃家電を除く)、農業用機械
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンパゴム、ゴム板
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール
大型廃材	長さ200cm・幅140cm・径20cmを越す木材、直径140cmを越す電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適なもの
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物(再利用又は再生利用が可能な紙くず・木くず等)

(工場受付印)

この受付票を他の目的で使用することはありません。